

関税定率法施行規則及び税関関係法令に係る行政手続等における  
情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要旨

- 1 関税定率法別表の改正における海藻製品の分類変更に伴い、携帯品の免税範囲の例外に関する規定についても改正することとする。（関税定率法施行規則第2条の4関係）
- 2 入国旅客が税関に提出する携帯品・別送品申告書の提出について、税関検査場電子申告ゲートを利用して電子的に行わせるため、当該申告書の提出を「電子情報処理組織」を使用して行うことができる「申請等」として規定し、当該「申請等」においては、税関検査場電子申告ゲートを使用して申告情報を提出することができるよう、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を改正することとする。（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第3条第2項及び第3条の2等関係）
- 3 この省令は、平成31年4月1日から施行することとする。